

令和 5 年度環境配慮契約法電力専門委員会（第 1 回）議事録

出席委員：小川委員、高村委員、藤野委員、松田委員、松村委員、村上委員、
山地委員（座長）、横川委員（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和 5 年 9 月 12 日（火）15 時 00 分～17 時 00 分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル 12 階会議室及び Web 会議

事務局：本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和 5 年度第 1 回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室と Web 会議のハイブリッド方式で行います。Web 会議における具体的なお発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。本専門委員会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルで Web 会議の内容を配信しております。それでは会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課課長の平尾よりご挨拶申し上げます。

環境省(平尾課長)：お世話になっております。7 月に環境経済課長に着任した平尾と申します。ご挨拶が遅れて、大変恐縮でございます。委員のみなさまにおかれましては、大変お忙しい中、本年度 1 回目の環境配慮契約基本方針検討会の電力専門委員会にご参加いただき、誠にありがとうございます。カーボンニュートラルの取組、待たなしということになってございます。社会全体で進めていこうとしているところでして、国としても統合的な取組を盛んに進めているところでございます。そうした中で、国等の率先行動がこれまで以上に重要になっているというふうな位置付けが高まっているということでもございまして、その実行手段の担保ということで環境配慮契約法の役割が極めて重要であると考えています。とりわけ、その中心になる電力契約について、温対法の実行計画等がございすけれども、連携して取組を進めていこうということで、一昨年度から電力専門委員会を開催させていただいているところでして、これまで様々ご指導いただいたことは承知しております。誠にありがとうございます。昨年度も排出係数のしきい値の考え方でありますとか、再エネの割合を仕様書に明記していくというようなところを整理させていただいているということでもございすけれども、今年度につきまして、引き続きの内容もございすけれども、しきい値の妥当性、引き下げの必要性、再エネ最大限の導入に向けた取組、未実施機関への対応等々、ご議論を賜っていきたいと考えてございます。本日を含めて 2 回を予定しているということで、大変短い中ではございすけれど

も、本年度の見直すべき内容について本日はご議論いただき、次回の専門委員会
でさらにその結果についてご議論いただこうと考えてございます。2050年カーボン
ニュートラルあるいは2030年の目標達成といったところに向けて、忌憚のないご
意見を賜りたいと考えてございます。本日はよろしくお願ひいたします。

事務局：(Webシステムの使い方について説明、委員紹介と委員挨拶：省略)

事務局：それでは以降の議事進行を山地座長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひ
します。

山地座長：進行役を務めます山地です。本年度もどうぞよろしくお願ひします。燃料費が上
がって、電気料金の値上げとか、卸市場も一時非常に高くなって、新電力の一部撤
退とか、あるいは西の方の4電力のカルテルとか、電力業界もいろいろありまして、
今年度も電力専門委員会の開催ということになりましたので、どうぞよろしくお願
ひします。まず、議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定と資料の確認を
お願ひします。

◇本日の議事予定

事務局：本日の会議は、17時までの2時間を予定しております。

◇配布資料の確認

事務局：資料につきましては、昨日9月11日に事前に送付をしております。

配 布 資 料

- 資料1 令和5年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会 委員名簿
- 資料2 令和5年度における電気の供給を受ける契約に係る検討事項等(案)
- 資料3 令和5年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール(案)
- 参考資料1 令和5年度環境配慮契約法基本方針検討会開催要領
- 参考資料2 令和4年度の電気の供給を受ける契約に関する基本方針等の改定概
要について

3. 議 事

山地座長：それでは議事に入らせていただきます。議事次第にありますように、その他を含
めて3点あって、電気の供給を受ける契約に係る検討事項等について、検討スケジ
ュールについて、その他。これについて議論をいただきます。まずは、(1)の本専

門委員会における検討事項等に対する議論が中心ということです。事務局から、参考資料 2 の昨年度の基本方針および基本方針解説資料の改定概要について説明していただき、昨年度の改定を受けて今年度の検討事項について資料 2 によって説明いただきたいと思います。その後、みなさまのご質問、ご意見等を伺うということにいたします。それではまず資料の説明をお願いいたします。

環境省：(資料 2、参考資料 2 説明：省略)

山地座長：ご説明どうもありがとうございました。それでは、今説明していただいた内容について、委員のみなさんからご質問、ご意見等をいただきたいと思います。説明していただいた資料の順番に沿って進行していきたいと思いますが、参考資料 2 は去年の議論を振り返りですから、資料 2 になるのですが、資料 2 も 9 ページまでのところは暫定版ということですが、昨年度の環境配慮契約の締結実績が説明されました。ここについて、ご質問、ご意見等ありましたら、そこから始めたいと思います。いかがでしょうか。

小川委員：ご質問したいことがいくつかあるのですが、3 ページで、令和 2 年から 4 年にかけて、全体の規模が減っていったような状況ですね。黄緑色の部分が落ちていっている。最終保障契約の関係でカウントされなくなっているからというご説明があったと思うのですが、そういう状況の中で、実施率がどうかという大局的なもので見ても、全体のパイが減っている中でどういう位置付けにするのかという議論になってしまうので、必ずしも見たいものが見られる状況にあるかどうかというところで、少し疑問を持つんですね。例えば、前の年に未実施だったものが実施に変わった数が出ていて、それがどういう理由を持つとか、あるいは、前の年は実施していたものが未実施に変わってしまって困った問題だ、とかそういうところがしっかり見られるようなかたちで契約の実施率を押さえるようなことを、少し考えていった方がいいのではないかという気がいたします。その辺をどう見られるかということで、少しご説明をいただきたい。

4 ページ、5 ページのところで、予定使用電力量と件数でそれぞれパーセンテージが低いところが出ているのですが、総務省、厚生労働省は、予定使用電力量の方がパーセンテージが小さいということが意味していることは、比較的規模の大きいものが環境配慮契約を実施していないということにつながっていると思うんですね。独立行政法人も、厚生労働省のところはそういった状況になっているので、どういう理由で規模の大きいものがなかなか実施できないのか、お分かりになっていることがあれば、少しご説明いただきたいということです。

それから、6 ページで、実施困難の比率がけっこう出ているのですが、実施困難

の理由としてどんなものを挙げられているのかということが、もしお分かりになれば、ご説明いただきたいということです。

それから、7 ページで、東北電力とか北陸電力、四国電力といった地方の電力のところの予定使用電力量に対しての比率がけっこう大きいかたちで未実施が出てきている。理由として、どういったところが理由になっているかということがわかれば、教えていただけないかということでございます。

9 ページまでですと、以上の点をお願いいたします。

山地座長：高村委員から手が挙がっていますので、高村委員のご発言も受けて、事務局に対応していただきたいと思います。高村委員、お願いします。

高村委員：小川委員がご指摘になったところと重なるものです。データの背景、実態を、できれば次回に向けて明確にさせていただきたいというのが、申し上げたかったところです。3 ページの実施率が結果的に減っている、環境配慮契約を実施した電力量もここ2年減っているという点を見て参りますと、環境配慮契約法の電力の分野の調達制度の実効性が問われる事態だと思います。気候変動対策やエネルギーミックスの観点からも、環境配慮契約法の電力の分野はそうした政策目標とも連結をしているので、その意味でも、どうしてそうなのかという理由を明確にすること、それに対しての対応を考えるということが、この時点で非常に重要ではないかというふうに思います。府省庁ごとの実施状況については、この間もデータを出していただいて、それほど大きくトレンドは変わっていないように思いますけれども、実施状況が進捗をしている府省庁となかなか改善が見られない府省庁があるように思います。先ほど、国立大学法人、場合によっては病院などの機関がその理由ではないかということもありましたけれども、であるとすると、この後の未実施機関への対応のところでも申し上げたいと思いますが、少し踏み込んだ対応が、各府省庁の環境配慮契約を進めるのに、それは各府省庁の対応なのか、それとも全体としての政策あるいは制度上、何か手を打つ必要があるのかということを見極める上でも実態の明確化というのは非常に重要だと思います。小川委員のご指摘と極めて重なるところでございます。以上です。

山地座長：ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

環境省：ご意見賜りまして、誠にありがとうございます。資料のお示しの仕方については、検討する余地がかなりあるかなと思っております。

ご指摘いただいた3 ページに関しては、予定使用電力量の推移ということでお示ししているのですが、最終保障契約が盛り込まれていないとか、暫定版のお示しの

仕方ということで、全容がわからないものになってしまっているところです。次回専門委員会の中でしっかりお示しさせていただいて、検討すべき内容が見られるようなかたち、場合によっては事前にお話させていただくということも含めて、考えていきたいと思っています。

また、4 ページ、5 ページは国等の機関に関して実施状況をお示したものですけれども、総務省では件数で 80%、予定使用電力量だとそれを下回る 71.3%ということで、大型の電力契約が実施できていないからこそ予定使用電力量の数字が低くなっているように見えるもの、こちら実際の施設がどのようなものだったかというところを、実績は調査させていただいておりますので、どのような施設がどのような傾向でどうだったかというところは、しっかり確認をさせていただいて、抽出するような形にはなるかもしれないのですが、逆転現象が発生しているようなものについては、しっかりフォローアップができるようにしていきたいと思っております。

高村先生からお話があった、改善がどのようにできているかというところ、省庁ごとに年度単位でお示ししているものなので、これまでどうだったか、今どういうふうに改善できたのかというところが、省庁ごとで見える化できるようなところは、しっかり専門委員会の資料の中で工夫させていただいて、お見せしたいと考えております。

7 ページでございますけれども、東北、北陸、四国の供給区域で予定使用電力量が 60%台というところで、未実施のものが多くなってきている、地域別の理由といったところでございますけれども、こちらについては状況を精査させていただきまして、改めてお示ししたいと思っております。

申し遅れましたが、6 ページの実施困難とされている理由の内訳についてございますが、ご説明の中で触れさせていただいた、応札が見込めないだとか、入札参加者が少ないというふうに思われている機関が、未実施の理由を聞くと 4 割くらい入っております。新電力、安定供給が懸念されるということで未実施にされているということも 16%、2 割くらい入っていたり、コストの面だったり、調達者の準備不足というところでそれぞれ 10%くらいというところで、主な理由としてはそういった点が挙げられているところでございます。

山地座長：この件は今回暫定版での報告ですので、今日のコメントも踏まえて、確定版に次回なるかどうかははっきりしないかもしれませんが、次回また対応していただければと思います。

できれば予定議題の方に移りたいと思いますが、よろしいですか。11 ページに今日の 3 つの検討事項が書いてあって、「効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の運用に向けた検討」「再エネ電力の最大限導入に向けた検討」「その他」とありますので、この順番でいきたいと思えます。まずは「効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の

運用に向けた検討」のところに関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、いただきたいと思えます。この中には未実施機関への対応も含まれておりますので、それも含めてご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

横川委員：1つ目のポイント、排出係数しきい値の引き下げの必要性等の検討の点でございます。意見というかたちで申し上げたいと考えております。全体の方向性として、**0.250** というエネルギーミックスに整合する係数の達成を目指しながら、暫時係数のしきい値を引き下げていくという方向性と受け止めております。一方で、**15** ページの参考にもございますけれども、**0.250** というエネルギーミックスの野心的な数字というのは、電気事業者だけでは達成し得ない、あらゆる施策を総動員したかたちで目指す目標値であり、それを見据えながら標準偏差等を踏まえて、しきい値を変えていくというもので、将来的な目標値に近づけていくということは理解していますが、電気事業者の係数がリニアに直線的に改善していくかどうかということは、各事業者の電源投資のタイミングもありますので、必ずしもリニアに達成するような状態ではないということもあると思っております。**15** ページのオレンジの線、**2021** 年までが実績で、そこから先が目標値ということになるのですが、たまたま過去実績が **2018** 年から **2021** 年は大方リニアに下がって参りました。**17** ページのみなし小売電気事業者の調整後排出係数の推移を見ていただくと、やはり **21** 年度までは大きく見ると下がってはきているものの、以降は係数のばらつきがございます。原子力の稼働や再エネの導入効果がサチュレーションしてきているようなもの、あるいはエネルギー価格の高騰など、様々な要因が係数に与えているというものでございまして、今後もしリニアに達成し得るかというところが難しい部分だと考えております。**0.250** というのは協議会全体の目標でございまして、協議会の中で達成していくというところで取り組んでおります。それを各社別に分けますと、ご覧のとおり、みなし小売電気事業者のばらつきが出てきておりまして、このまま暫定的に係数を引き下げていきますと、どこかで裾切り基準にも触れてしまうような会社も出てきてしまうという課題もあります。それぞれの会社がそれぞれのタイミングで同じゴールに向かっている中で、方向性は理解しているものの、継続的に供給区域ごとの係数という考え方が環境配慮契約法にはございますので、見直すにあたっては、供給区域ごとにもう少しきめ細やかな点検というところをしていきたいと考えております。

山地座長：裾切り値については、現行 **0.6** という数値を置いていて、**2** 年に **1** 度くらい変更ということで、次回以降、これを下げるか、維持するか、その判断が我々に求められているので、それを念頭にご意見いただければと思います。

個人的に、**17** ページで、東電が下がっているのはクレジットを買ったのかと思う

のですけれども、関電がこんなに上がった理由は何かございますか。もし説明がありましたら。

横川委員：即答して細かくは答えられないのですが、2021年、2022年は化石燃料比率が実質的に上がってしまっているというのが実態だと理解しております。2021年に比べて2022年がかなり上がっており、これはおそらく原子力との差し替えに伴う化石燃料も含む電源のkWhが比率的に伸びたのではないかと推測しております。

山地座長：他の委員の方どうでしょう。次回もありますけれども、しきい値をどう設定するかはこの委員会でき意見をまとめなければいけないのですが、何かご意見がある場合にはお願いします。

小川委員：質問と意見ということで、いくつかあります。最初に確認したいことは、令和5年度から0.600という契約のしきい値にするということで、15ページと17ページでそのポイントが出ているのですけれども、17ページの方は2021年度の令和3年度のところに5年度から0.600だということを出ていて、15ページの方は2022年、令和4年度のところに0.600が令和5年度からの契約しきい値だと出ているのですけれども、契約のしきい値をこうするというのは、どこのタイミングで決まるという話なのかと。要するにこの2つのスライドで決まった位置がずれているように見えるのですけれども、正確なところはどこなのかを確認したいということが、1点目のご質問です。

そういった意味では、2030年度まではもう6年くらいの時間の中で、ある程度着実に実行していかなければいけないということ考えた時には、2年に1回というような、少しのんびりしたペースで進めていくのでいいのかどうかというあたりも考える必要があって、ある程度毎年変えて、着実にやっついていかないといけないということで進めていくというのも、ひとつの考え方としてはあるのではないかなという気がいたします。

それから18ページで、裾切りの配点例ということでは、ここに出ていますように、東北、東京、中部、北陸、関西、九州は配点例が共通化されて、同じものを採用している状況だと思いますので、沖縄はなかなか難しいと思いますけれども、北海道、中国、四国は先に進んでいるところに合わせるということがなかなか難しいのか。もし仮に難しくてもどうしても無理だというようなことであれば、少なくとも北海道、中国、四国の3つについて、先ほどの6つとは違うけれども共通化して、同じ取り扱いをするというようなことができるのであればそうして、だんだん進んでいく中で頑張ってもらって、先行しているところにある程度追いついていただくような工夫というのも考えてもらうというようなことを、少ししていった方がいい

のではないかというのが2点目です。

最後にご質問になりますけれども、21ページの実施状況のところ、2年ほど前から、未実施機関を公表するようになってきていると思うのですが、公表した結果として、未実施だったところが実施に切り替えて、きちんとやるようになったところがどれくらいの数出ているのか。要するに、公表するということの効果ですね。それがどういう結果として出ているのかというところが、もし情報としてあれば、教えていただきたいなというふうに思います。以上です。

山地座長：ある程度まとめて事務局から対応していただこうかと思っておりますが、他の委員、ご発言のご希望ございませんか。

松村委員：しきい値と未実施のところ、しきい値に関しては、かつては3年に1回の改定という発想もあり得た中で、少なくとも2年に1回に見直したということがあり、2年に1回はのんびりしたペースというよりは早めたペースと私は理解しています。少なくとも2年に1回程度見直しなので、今回見直すことはあり得ると思いますが、次年度ではなく、さらにその次に0.60を0.52に下げるとアナウンスしておいて、予見可能性を高めることのほうが重要だと思います。状況が変わったのだからここを見直すことは当然あり得るが、私自身は、今回はそのまま据え置いて、来年度、もちろん何か特段なことがあれば再度議論ということはあると思いますが、今年下げるよりも次回このように着実に下げていく予定だと再度アナウンスする、コミットすることの方が重要だと思います。従って、いったん0.60に変えたので、2年間は使う、下げるのは次回にするのが合理的な選択だと思います。

それから、未実施機関への対応なのですが、非常に不穏当なことを言うようですが、何らかの罰則のようなものは考えられないのでしょうか。例えば、極端なことを言うと、大学なら、未実施大学に関しては科研費の応募を認めないとしたら、絶対に直ちに対応してくれると思う。そんなことは二重の意味でできるわけがない。そもそも科研費は環境省の管轄ではないし、仮に環境省の管轄だったとしても、実施していないことと他のことを直接リンクさせることはある種の論理の飛躍で、とても困難なのはわかる。今言ったようなことはまったく実現可能性がないので無意味だと思うのですが、何か対応の仕方を考えられないのでしょうか。かなり大きな割合を占める、大学あるいは病院がちゃんとやるインセンティブが与えられるような何かをそろそろ具体的に考えないと、このままずるずるいってしまうことを懸念します。以上です。

山地座長：ありがとうございます。他にはいかがですか。

高村委員：まず、排出係数のしきい値の点です。松村委員がご指摘になった点と同旨ですが、元々の制度の趣旨からすると、再生可能エネルギーの導入を公的機関が需要創出をすることで、拡大を促して誘導していく。特に、リードタイムの長いものも含まれることも含めて、発電事業者が開発をしていく、小売事業者が調達をしていくために必要な見通しを必要とするということで、2030年までの階段式のしきい値を当面設定していると思います。ですので、今日の議論は、今年しきい値を引き下げる、通常ですと2年に1度ということでありまして、令和6年度について、もう一歩踏み込んで引き下げるかどうかという点が論点なのだと思います。この点については、私自身は、先生方のご意見を伺いたいところですが、逆に言うと、今決めているしきい値の引き下げの、とりわけ2030年までの大きな見通しですね。排出削減目標であり、エネルギーミックスと整合性が取れたかたちで、しかも一定のバッファを付したかたちで、議論の結果、設定をしたものだと思っていまして、少なくともこれを将来に向けた事業者の予見性を与えるものとして尊重しつつ議論をするということが必要だというふうに思っています。

2点目ですが、未実施機関への対応についてです。こちら松村委員のご指摘に大きく共感するものですが、少し踏み込んだ対応を今年考えてはどうかということですが。暫定的なものであるということは了解してはいますが、小川委員からご指摘があった、やはりより踏み込んだ原因の究明をしていただきたいということとつながってまいります。例えば実施困難のところ、こういう理由が挙がっているということをご紹介いただきましたけれども、これらに対してどういうふうに対応するのか。それから、府省庁のところでお示しがありましたけれども、一歩進んだ対応が必要だと思っていまして、科研費の罰則というのはすごく効くと思うのですが、少なくとも取組状況について、どういう現状であって、どういうふうにお取り組みになるつもりなのかということ、直接担当の府省庁からお話をしっかり伺う機会を、これは事務局ではなくて、この場でお話を伺う機会があってもいいのではないかとこのように思います。おそらく担当されている府省庁の認識が、かなりその元での法人の対応には影響を与えておいて、そういう意味で府省庁のお取り組みについて、しっかり聞く。あるいは府省庁の上手くいっている例も普及していただきたいというふうに思いますけれども、いずれにしても一歩踏み込んだ未実施機関への対応を来年度に向けて準備してはどうかというふうに思います。以上です。

松田委員：裾切りしきい値の引き下げの方向性に関するところなのですが、これまでご意見がありましたように、事業者にとっての予見可能性というところがかなり重要な部分であろうとは思っていますので、今回に関しては、据え置きというところを前提にしながら、今後下げていくにあたっては、2030年に向けての数字が実現可能な

のかといったところも踏まえて、長期的な目線で検討していくということが、基本に立ち返るとそういった見方が必要なのかなと考えております。

それに関連しますと、未実施機関への対応ということも含めて言いますと、各委員からご指摘があったとおり、どういう理由で本当にできていないのか、どうやったらできるのかといったところも合わせて考えることによって、しきい値を考えていくことと同時にそれを実効性のあるものとするために、実施しているところはもとより、実施できていないところが、どういった対策を打ったら実効性を担保できるのかといったようなところも合わせて検討していくということが大事なのかなというふうに考えております。私からは以上です。

藤野委員：基本的に松村委員と高村委員のしきい値の考え方に賛同するものです。やはり政府が率先してやるべきところであって、本来ならネットゼロを目指す、日本はひょっとしたらもっと削減しなければいけないというような、グローバルプレッシャーを受ける可能性がある中で、まずしっかりとやると。

未実施機関なのですが、この議論はけっこう前からやっているような気がしまして、このしきい値を検討する時から、未実施機関をどうしようかというところは委員からは指摘があったところで、事務局としてもしっかりと、どういうふうにやれば実効あるものになるか、ご検討いただきたいと思っております。以上です。

山地座長：ありがとうございます。このあたりで事務局に対応していただけますか。いかがでしょうか。

環境省：ご質問があったところについて、まず答えさせていただければと思っております。

小川委員からお話があった、みなし小売電気事業者の調整後排出係数の推移のところと、15 ページに示している排出係数のしきい値の引き下げの方向でしきい値の今後の道行、折れ線グラフの位置が一年ずれているように見えるというご指摘だった思っております。見え方として実際正しいのは、15 ページの 2022 年のところから 0.6 となっている考え方がベースになります。17 ページでお示ししていたのは、契約ベースで考えているものなので、値として誤りという考えではないのですけれども、方針としては 0.6 というところがこれから進んでいくという示し方ということで 17 ページにお示したものでございます。ただ解釈としては 15 ページの方がわかりやすく作られているので、そちらをご覧になっていただければというふうに思っております。

ご意見としては、まずしきい値の対応のところです。予見可能性を含めて今後対応していくというところだったり、3 年に 1 回見直しというところから 2 年に 1 回に縮まったというところだったり、一方できめ細やかに丁寧に対応していただきたい

いというご意見、様々にご意見賜ったと思っております。事務局の方で、どのようなべきか、というところはこれからコミュニケーションさせていただきながら、しっかり検討させていただきたいと思っております。

また、未実施機関の状況ということでございますけれども、過年度よりということで藤野先生からご指摘いただいたとおりになっていて、申し上げるところがございません。しっかり理由を確認させていただいて、踏み込んだ対応、インセンティブを与えるような対応というところが、ご意見の中でいただいたところだと思っております。府省庁の取組をしっかりヒアリング、この場にするのか、聞いた上でこの場に挙げさせていただくのかということもありますけれども、やり方をしっかりと事務局の方で考えて参りたいと思っております。

山地座長：ありがとうございます。しきい値については、今回の議論を踏まえて、そんなに時間に余裕があるわけではないですけれども、次回委員会としての対応を決めたいと思います。

未実施機関への対応は、先ほど藤野委員もおっしゃったように、ずっと課題になっているのですが、小川委員が言ったように、公表としたことによってどんな効果があったのか、わかりやすい絵があれば、作ってもらえればいいのかなどは思いました。ペナルティというのは科研費の話は不可能だと思いますけれども、こういう時はレピュテーションですよ。公表によって、ある程度レピュテーションを意識して行動が変わるというのはあり得ると私は思いましたけれども、引き続き議論だと思います。

村上委員：Web サイトに公表されている未実施機関の実施困難な理由を見ていたのですが、天災等で停電になった場合に早急に復旧できなければ業務に支障をきたすというようなコメントがありました。これは小売電気で再エネを選んだからといって復旧が遅くなるというようなものではないとの理解ですが、それが正しければ、間違った認識の下に導入を進めていないところもあるということなので、そういう視点でこの理由をチェックしていただくということも必要ではないかと思いました。以上です。

小川委員：ひとつは確認なのですが、先ほど 15 ページの方の見方で考えてくださいというお話だったので、令和 5 年度の契約に適用のしきい値を 0.600 ということで令和 4 年度に決めているという理解でいいのかわかりかねます。0.600 というのは令和 5 年度と 6 年度の 2 年間に適用されて、その次は 0.520 というのが 1 年前に決まるという位置付けで考えていいかということを確認したいということです。

もうひとつ考える必要があるのではないかと思いますのは、平均値に対して、2030 年度のところで、標準偏差の半分程度の幅で 0.310 と 0.250 の関係を考えるとい

うことが出ているのですけれども、それに対して 0.600 というのと、すぐ下にあるので 0.409 で比較すると、1.5 σ とか、その翌年だと 1.7 σ くらいで、まだかなり緩い状態で、 σ の幅の減り方がだんだん減って行って、厳しくなるのは 2026 年とか 2028 年のところは 1 に近づいて、0.6 に近づいていくという状態ですので、そちらの方がだんだん対応が厳しくなってくる。今の状態の 1.5 σ とか 1.7 σ というのは、14 ページで見ても、だいぶ緩いところでしきい値が決まっている状態で、そのしきい値の持つ意味が先に行くほど厳しくなっていくという状態なのですけれども、そういう取り扱いで本当にいいかどうか。もう少し今から厳しき、 σ 幅でどれくらいの開きを考えていくあたりのところは、少し締めてもいいのではないかなという気もしたので、それだけは申し上げておきたいと思います。以上です。

山地座長：ありがとうございます。事務局、ご対応できますか。

環境省：ご意見、ご質問いただき、ありがとうございます。小川委員からご指摘があった、15 ページの令和 5 年度の契約しきい値の考え方、お示しの仕方というのは、ご理解のとおりでございます。令和 5 年度の契約からということで、0.600 という数字が適用されるというご認識のとおりでありますので、その点申し上げさせていただきます。いただいたご意見はこれから検討させていただきまして、次回の専門委員会に反映させていただければと思っております。

山地座長：村上委員の、災害時の停電からの復旧において電力会社によって差があるのか、という点についてはどうですか。

環境省：細かい確認はさせていただいていないところは正直あるのですけれども、ないものかと思っております。

山地座長：誤解しているところがあれば、ちゃんと正すことも必要だというご指摘だと思うんですね。

環境省：わかりました。

山地座長：他に 1 番目の議題について、ご発言のご希望はありますか。よろしいですか。そうしますと、次に再エネの最大限導入に向けた検討につきまして、ご意見、ご質問も含めて、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

小川委員：27 ページで非化石証書の約定量の推移のところ、2023 年が少し減っているよう

なかたちでのご発言があったと思いますが、ただ下の脚注を見ると8月の第1回分だけの約定についてこうだという話なので、年4回行われるはずですから、年4回行われると、少なくともFITの数はこの4倍くらいは出て、2022年度の数字を大きく上回ったという結果になるのではないかという気がするんですね。そういった意味で、2023年度の非FIT再エネ指定なしというのがなぜ1回でこんなにたくさん出る結果になったのかというところは疑問でありますので、何かご説明できることがあれば教えていただきたいという気がいたします。

25 ページの再エネ比率のところの60%を最後目指していくということも、着実にここにたどり着いていくためには、どういうことを考えて、何をやったらいいのかということをしっかり考えていただいて、どういう比率でやっていくか。毎年比率を上げていくようなことも考えたほうがいいのかどうかとか、その辺は少し考えてみる必要があるのではないかという気はいたします、以上です。

山地座長：他にご発言のご希望があれば、ある程度まとめて事務局に対応していただこうと思いますが、いかがですか。

松田委員：少し話がそれてしまいますが、小川委員からございました、27 ページの2023年度にかけて非FITの証書の取引量が増えた背景として考えられるのは、供給高度化法で、一定の販売電力量を持った小売電気事業者が非FITの非化石証書を調達する義務を持つというのが、2020年度から2022年度にかけて1回目の中間評価で評価されて、2023年度から1か年ごとに評価されるようになったということが背景としてあって、それで調達量が増えたというところがあるかなと思います。そういう意味では、こういったところで調達された証書を環境配慮の側面から活用していくということもあるのかなというところで、背景としてそういうことがあるという補足の発言でした。

山地座長：ありがとうございます。小川委員のご質問の一部は松田委員からご説明いただいたのですが、事務局から何か対応ございますか。

環境省：27 ページの2023年度の棒グラフですけれども、第1回のみ取引ということで、説明が不足しておりました。補足いただきまして、誠にありがとうございました。

再エネ電力の比率に関して、100%を将来的に目指していくという話もありましたが、まず2030年の60%というところで断続的に上げていくというところでありましてけれども、いただいたご指摘を踏まえて、どうあるべきかというところは、省内他部局も含めて検討させていただきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

山地座長：ありがとうございます。

高村委員：今年度どうするかというところをご検討いただきたいのですが、昨年度、追加性等の関係もあって、水力の扱いについて議論がございました。それについてこの制度にどう反映させるかというのは、昨年度一定の整理をしたと思うのですが、その議論の中で、国の再エネの買取制度の下で、少なくともバイオマスに関して持続可能性の基準について議論をして、ほぼ基準としては整理をされてきていると思います。東京都もこうした観点から、東京都の制度の中での再エネというものについて同様に整理をしているわけですが、少なくとも公的機関が調達する再生可能エネルギー電力ですので、その電源がしっかり環境を考慮したものになっているかということを確認するという注意というのは、本来は調達契約を結ぶ際に払われなければいけないことではないかというふうに思っております。24ページに「関連制度・計画等で「再エネの定義」が整理された場合には整合するよう見直し」という文言が、これは昨年の議論から入っていると思いますけれども、今バイオマスを例に取りましたが、国の議論が進んでいるからですね、同時に電源のライフサイクルの環境配慮について、しっかり組み込んだ制度にしていくということをご検討いただきたいというふうに思っております。今年度すぐ結論を出していただきたいということではありませんけれども、昨年度からの検討課題として必ずしも明確ではなかったように思いましたので、ここで発言させていただきました。以上です。

山地座長：今のご発言はご意見ということで、それを踏まえて検討ですね。

村上委員：バイオマスの質と言いますか、本当にCO₂削減になっているのかという視点で、この制度の中での推奨のものから外すべきではないかというようなことを考えたことを思い出しました。ライフサイクルを踏まえての電力のあり方というご発言がございましたけれども、そういう意味で思い出したのは、今後アンモニア混焼などが入ってきた時に、アンモニアの由来によって排出係数が変わってくるというようなことも踏まえる必要があるのではないかなと思います。国としてのNDCにつながる排出には、アンモニアがグレーだろうが、ブルーだろうが、グリーンだろうが関係ないというご説明はいただいて、制度上の認識はしたのですが、よりグローバルに地球温暖化への影響を考えますと、そういうところもきちんと正しいものを扱っていくということ、ぜひ政府機関にはお願いしたいというふうに思いました。以上です。

山地座長：ありがとうございます。バイオマス発電で再エネ発電をしているケースは、たぶん FIT、FIP を通しているのも、そちらで持続性評価をやっているのも、そちらでクリアできるのではないかと私は思っています。

それから村上委員からのアンモニア、水素も含めて、今後出てくるので、そこは今後の対応が必要なところだと思いますが、足元でそれだけのボリュームが出ているわけではないので、我々の課題として認識しておけばいいのではないかと思います。私の意見ですけれども、事務局の方、何か対応ございますか。

環境省：ご意見を参考にさせていただきます、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

山地座長：他にはよろしゅうございますか。なければ3点目のその他ですけれども、3つあって、沖縄電力、それから昨今の電力事情、先ほどカルテル、指名停止をいう話がありました、それと総合評価落札方式、この3点ですが、ご意見、ご質問等ございましたら、意思表示していただければと思います。

小川委員：32ページの沖縄のところ、「継続的に検討を実施し、適切な時期にとりまとめ」と書いてあるのですけれども、この1年間経過した中で、具体的にはどういう内容を継続的に検討し、どういう内容を取り扱われて検討されたかというのをお聞きしたいというのが1点目です。

2点目は、34ページのところで、最終保障供給契約は2022年が盛んに行われて、2023年になって減ってきているという状態にあるのは、先ほどのこれが影響して減っている部分もあるとおっしゃったところには、今度は減っていること自体がどう効いてくるのかについて、どういう見方をしているかというところをお聞かせいただきたいということです。

それから35ページが、昨今の電力事情による影響等という観点では、このページから何を読み取ればいいのかというのがはっきりわからなかったのも、その辺の補足の説明があればお願いしたいということです。

36ページは総合評価落札方式についてご意見をいただきたいということだと思いますけれども、それと同時に具体的なこういうかたちで考えるという提案みたいなものを少し検討して、そちらから出していただくことも必要ではないかと思うのですけれども、そういう意味での検討というのを何か事務局の方として進められているのかどうか。その辺を少し確認をさせていただきたいと思います。以上です。

山地座長：本件についても、ある程度委員のご発言をまとめて事務局対応していただこうと思います。他にはよろしゅうございますか。特にならなければ、小川委員の

ご発言に対して、事務局から対応をお願いします。

環境省：ご意見ありがとうございます。32 ページに沖縄電力供給区域について継続的に検討とあり、どういことをやってきていますかというご質問について、具体的な対応方針というかたちではこの度お示しすることができていないところではあるのですが、沖縄県や那覇市などの地元の公共団体に対する現状のヒアリングをさせていただいたところでもあります。ただ具体的な成果として、どのような手法でやっていきたいと思いますという提示の仕方をできてはいないところでもあります。継続検討という言い方になってしまって、大変恐縮なのですが、進捗としてはそのような状況で、検討を今後進めさせていただきたいと思っております。しかるべき時に、沖縄の環境配慮契約の出し方というところを考えていきたいと思っております。

34 ページの最終保障供給契約ですが、2023 年に入ってから減ってきている傾向があつて、一方で、冒頭お話をさせていただいた予定使用電力量の環境配慮契約法実施率の反映が矛盾しているのではないかとご指摘だったかと思うのですが、こちらは原因分析、状況把握については、事務局ではまだできていないところなので、確認をさせていただきまして、次回専門委員会の中でお答えさせていただければというふうに思っております。

35 ページは、供給区域別のみなし小売電気事業者・新電力の供給状況ということでお示したもののなのですけれども、お示した意図としましては、指名停止になっている中部電力、関西電力、中国電力、九州電力がありますけれども、こちらを中心にどのような影響があつたか、どのような状況だったかというところで、大手電力会社のカルテルの問題というところで、指名停止措置に関する影響の把握というところで、状況を掴むために供給状況をお示したものでございます。

また、総合評価落札方式につきましてもお話いただきましたけれども、こちらから提案申し上げるべきところをこのような書きぶりになってしまっておりまして、大変申し訳ありません。出し方を検討させていただきまして、やるべきことをしっかり整理した上で、総合評価についても移行できるものについては、地方公共団体の取組とか国の取組でやられているものは確認して、今後どういうふうに行っていくかというところを、形式的なものではめ込んでいけるものかどうかというところは事務局の中でしっかり考えて、この委員会の中でもご意見を賜るようなかたちにさせていただければと思っております。あまり答えになっていないところが多くありまして申し訳ありませんが、事務局からは以上でございます。

山地座長：他にご発言のご希望はございますでしょうか。よろしいですか。次の議題は今後のスケジュールということで、先ほど資料 2 の最後の方でも少し説明がありましたけれども、資料 3 がございますので、説明をお願いします。

環境省：(資料3説明：省略)

山地座長：ありがとうございました。スケジュールについて、ご質問や確認事項ございますか。

藤野委員：前の議論にも関わるのですけれども、しきい値の話で、私は基本的にこのしきい値は2030年度まで、せつかく多数の議論を重ねてできてきたので、やっていくと。やはり、このスケジュールを守るということを踏まえて、事務局の方は今回のスケジュールを示していただいていると信じているのですけれども、未実施機関への対応等も含めて、またはせつかくしっかりやっただいていただいている方はちゃんと褒めながら、そういうところが引っ張っていただけるようにしていくことも大事なかなというふうに思いますので、そういう両面もご検討されながら、大きなスケジュールが守れるように個別のスケジュールもお考えいただけたらと思います。以上です。

山地座長：ありがとうございます。他にはご発言のご希望はございますでしょうか。よろしいですか。今のスケジュールにありましたように、10月にもう一度開催しますので、事務局の方も今日の議論を踏まえて、資料をブラッシュアップして、またもう一度議論する。それを踏まえて親委員会の方に電力専門委員会としての資料として取りまとめをすることになりますので、よろしく願いいたします。大体予定の時間でございますけれども、何か全体を通して、これだけ今日言っておきたいということがあればお受けしますが、いかがでしょうか。特にご発言ご希望ないようですので、後の議事進行を事務局にお渡しします。

環境省：本日委員のみなさまにおかれましては、熱心にご議論賜りまして、誠にありがとうございました。本日の議論を踏まえまして、第2回電力専門委員会の具体的な事務局案の検討を進めさせていただきまして、必要に応じてご相談などさせていただくこともあろうかと思いますが、今後どうぞよろしく願いしたいと思っております。それでは以上を持ちまして、第1回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を終了させていただきたいと思っております。誠にありがとうございました。

以上